

## 【兼務が可能な事例】

## 1. 旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事の兼務

## 【ケース1】市発注工事3つの兼務

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
発注機関	市	市	市
当初設計金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

## 【ケース2】県発注工事を含む兼務

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
発注機関	市	市	県
当初設計金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満※
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

※県発注工事は、当初請負金額で判断

## 【ケース3】現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	市	市
当初設計金額	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	B
現場代理人	A	B

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	市	市
当初設計金額	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	A
現場代理人	B	C

## 2. 営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	—	市	市
当初設計金額	—	3,500万円未満	3,500万円未満
営業所の専任技術者	A	—	—
主任技術者	—	A	A
現場代理人	—	A	A

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

## 【適用条件】

- ・営業所と工事現場が旧町村内又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の吉野川市が発注する2つの工事
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たされること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること